

# アクチュアリー試験対策 生保2 想定問題と解答 (平成20年用)

この文書は、アクチュアリー試験の生保2の対策として想定される問題と解答をまとめたものです。誤りや不足、反対意見がございましたらお知らせ頂けると助かります。

## 設問

- (1) 第三分野保険における、責任準備金に関する法令について説明せよ。
- (2) 現行の責任準備金制度の下で、追加責任準備金が必要と判断されるのはどのような場合か、簡潔に説明せよ。
- (3) 医療保障のリスク特性をふまえ、現行の制度下で第三分野保険の責任準備金評価を行う際の留意点を挙げ、所見を述べよ。

## 解答

### (1)

責任準備金については主に保険業法 116 条や同施行規則 69 条に定められており、「保険料及び責任準備金の算出方法書」に則った上で、「保険料積立金」「未経過保険料」「払戻積立金」「危険準備金」に区分して積み立てることとなる。

保険料積立金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額であり、通常の前測の範囲内のリスクに備えて計上される。また、保険業法 116 条や同施行規則 68 条にて「標準責任準備金」の規定があり、「責任準備金の計算の基礎となるべき係数」が別途、定められることとなっている。標準責任準備金の対象となる第三分野保険については、平準純保険料式で、標準利率に加え、第三分野標準生命表 2007 を責任準備金評価に用いることが定められている。

未経過保険料は、未経過期間に対応する責任に相当する額のことである。

危険準備金は、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額であり、通常の前測を超えるリスクに備えて計上される。危険準備金は、保険リスクに備える危険準備金 I、予定利率リスクに備える危険準備金 II、最低保証リスクに備える危険準備金 III、第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金 IV に区分して積み立てることとなっている。そのうち危険準備金 IV については特に、リスクの長期的な不確実性や商品の多様性に対応すべく、多角的な手法での積み立てルールが規定されることとなった。危険準備金 IV はまず、以下のリスクの区分ごとに積立基準および積立限度額が定められている。

- ① ストレストテストの対象とするリスク
- ② 災害死亡リスク
- ③ 災害入院リスク
- ④ 疾病入院リスク
- ⑤ その他のリスク

① ストレストテストの対象とするリスクについては、予定発生率に基づく将来の給付額よりも、一定の確率での別の危険発生率に基づく将来の給付額が大きい場合にその差額を危険準備金として積み立てる仕組みが主な内容となっている。対象商品は、保険期間 1 年超、傷害保険を除く第三分野保険であり、テスト期間は 10 年である。次の手順で責任準備金を積み立てることとなる。

P... 予定発生率を基に算出した将来給付額

A... 保険事故発生率の 99% をカバーする発生率を基に算出した将来給付額

B... 保険事故発生率の 97.7% をカバーする発生率を基に算出した将来給付額

P A の場合 特段の対応はなし

A > P B の場合 A-P を危険準備金 IV に積み立て

B > P の場合 A-B を危険準備金に積み立てた上で別途、負債充分性テストを実施

B > P の場合、あらかじめ設定した予定事故発生率では、保険料積立金で対応すべき「通常の予測の範囲内のリスク」に対応できないおそれがあるとされ、負債充分性テストによる事後検証を行う。

②災害死亡リスク、③災害入院リスク、④疾病入院リスクについては、災害死亡保険金額等のリスク対象金額に係数を乗じる方法で積立基準額および積立限度額が定められている。⑤その他のリスクについては、「保険料及び責任準備金の算出方法書」において、各社が積立基準額および積立限度額の計算方法を定めることとなっている。

なお、危険準備金の取り崩し基準についても法令で定められており、危険準備金 I 及び危険準備金 IV は、それぞれ死差損がある場合において、当該死差損のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならないとされている。

## (2)

追加責任準備金については、保険業法施行規則 69 条 (生命保険会社の責任準備金)5 項に記載があり、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合に、「保険料及び責任準備金の算出方法書」を変更することにより、追加して保険料積立金を積み立てなければならないこととされている。負債充分性テストでは、実績等を基に将来 10 年間の収入・支出を推計し、資産が負債である保険料積立金を下回った場合、責任準備金の積立が不足していると判断される。

また、将来収支分析においても追加責任準備金が必要となる場合がある。将来収支分析は、保険業法 121 条 1 項 1 号などにおいて定められ、将来の資産の状況などを考慮して責任準備金の積立水準が十分であることを保険計理人が確認することとなっている。また、「生命保険会社の保険計理人の実務基準」においても、会社が将来の保険金などの支払能力を維持し得るかどうかを判断するものと定められている。具体的には、確率論的手法または決定論的手法のいずれかに基づき、金利、新契約進展率、保険契約継続率、保険事故発生率、事業費、資産配分、配当金、法定準備金繰入等を合理的に設定の上、少なくとも将来 10 年間についての分析を毎年実施する。区分経理の商品区分ごとに分析し、決定論的手法においては、分析期間中の最初の 5 年間の事業年度末に必要な責任準備金の積立が不可能となった場合、現状の責任準備金では不足していると判断し、会社がその責任準備金不足相当額の解消に必要な額を積み立てる必要があることを、保険計理人が意見書に記載する。

また、第三分野保険の負債充分性テストにおいても追加責任準備金が必要となる場合がある。負債充分性テストについては、告示 22 号などにおいて定められ、上記のストレステストの結果に応じて実施し、将来の収支を想定し責任準備金の積立てを将来にわたって維持できるか確認することとされている。具体的には、保険契約継続率、保険事故発生率、事業費、資産配分、配当金等を合理的に設定の上、基礎率を同じくする契約区分単位ごとに、少なくとも将来 10 年間についての分析を実施する。新契約は見込まず、金利は将来収支分析と同様、保険事故発生率には 97.7%の確率で算出した危険発生率を用いる。テスト期間中の事業年度末に必要な責任準備金の額に対応した資産の額に不足額が生じた場合は、基準年度の責任準備金が不足しているものと判断し、当該不足額の割引現在価値の最大値となるものを基準年度において追加して責任準備金を積立てる必要があることを、保険計理人が意見書に記載する。なお、負債充分性テストの結果、追加責任準備金を積み立てる必要があると認められた契約区分での将来収支分析においては、当該契約区分の危険発生率を使用し、当該追加して責任準備金を積み立てた前提で行うものとする。

これらの状況で追加責任準備金が必要と判断される。

## (3)

第三分野保険の事故発生率は、様々な内的・外的環境の影響を受けることにより、不確実性を内在するものとなっている。その影響を与えうる要素としては、以下のものが挙げられる。

## 保険商品や給付事由の多様化

規制緩和、少子高齢化の進行に伴い死亡保障マーケットは成熟期に達し、医療保険等の生存保障マーケットが成長する中で保険商品や給付事由の多様化が進んでいる。

## 募集形態の多様化

ダイレクトメールやインターネット等の情報インフラを利用した募集等販売チャネルが多様化することにより、募集形態の差異が発生率へ影響していくことも考えられる。

## 統計データ不足

特に、第三分野保険においては、保障内容が多岐にわたること、開発されて間もない商品が多いこと、保険期間が終身などの超長期に渡ること等から、商品設計時に基礎率作成の基礎データとしての経験データが十分でない場合も多い。

## 社会保障制度の影響

医療保険、がん保険等の発生率は、医療施設の利便性、医療技術の進歩、がん等の検診技術の進歩、公的な医療保険制度等の医療政策等、経験から予測できない外的要因の影響を受け増加・減少する可能性がある。

## 生存保障性

死亡保障がないことで、医療保険は極めて生存保障性が強くなる。その場合、将来の死亡率改善が支払を増加させ、会社の収支に対して悪影響となりやすいことがある。

## 契約者行動

被保険者が故意に入院期間を延ばす等、契約者行動に依存した発生率の不確実性がある。これは、経済環境からの影響もあると考えられる。

## リスク濃縮現象

更新型の場合、健康でない人がより継続するというリスク濃縮問題がある。これも契約者行動が伴うため、リスク濃縮に伴う保険事故発生率の変動の予測が難しい。

## 保障期間の長期化

特に昨今急成長している終身保障タイプでは保険期間が長期にわたり、上記の不確実性も拡大する。

## 診断や査定における主観性

医療保険の有する危険性はより主観的であり、例えば、障害状態の存在や医的治療の必要性は、死亡の事実ほどには確定しない。

これらのリスク特性を踏まえて、第三分野保険のリスク管理としては、まずは保険給付の直接の財源である保険料について十分性を確保するため、予定事故発生率や予定死亡率を保守的に設定し、保険給付および責任準備金計上の財源を確保しておくことが第一に重要となる。その上で、責任準備金による支払能力の確保を考慮することとなる。

責任準備金とは、「保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険事故の発生、事業費支出および資産運用状況などを考慮し、会社の将来の支払能力に支障が生じない水準となるように当該債務を保険数理的に評価した、会社の積み立てなければならない金額」である。また支払能力とは、「現時点で合理的に予測される、保険契約に基づく保険金および解約返戻金などの将来における給付額を、会社が遅滞なく支払う能力」である。責任準備金の評価の目的は、この支払能力の充分性を確認することである。第三分野保険においては特に、上記の事故発生率の不確実性だけでなく、生存保障性によるリスクの拡大、市場の成長性や保障期間の超長期性による財務への影響の拡大といった特徴も有しているため、それらのリスクを吸収できるような保険料設定、リスク管理と保険金支払能力の確保が死亡保障性商品以上に重要となる。特に、第三分野保険の事故発生率については、死亡率と異なり標準死亡率のような全社に共通の評価基準がなく、各社でその水準の妥当性の評価が必要となる。また、保険料設定にあたっては、商品性や他社との競争力を考慮する必要があり、必ずしも十分な保守性を織り込むことが難しいこともありうるが、リスク管理や保険金支払能力については、保険料設定とは別に充実を図っていくことも考えられる。

責任準備金評価にあたっては、以下のような留意点が挙げられる。

#### 危険準備金の充実

責任準備金の評価においては、まず、予定事故発生率、標準利率、標準死亡率を用いて保険料積立金を計上し通常の予測の範囲内のリスクに対応することとなる。そのため、予定事故発生率を保守的に設定した後は、通常の予測を超えるリスクに備えて危険準備金をいかに設定すべきかが重要となる。第三分野保険の給付事由として、伝統的な災害死亡、災害入院、疾病入院だけ取り扱うのであれば、危険準備金 IV としては法令に規定された額を計上することとなる。しかしながら、それ以外の給付を取り扱う場合には、対応する危険準備金 IV の「その他のリスク」として各社が積立基準額、積立限度額を設定し、当局の認可の上、算出方法書に規定することとなる。伝統的な災害死亡、災害入院、疾病入院以外の給付を取り扱う場合には、当該給付のリスク特性および不確実性に応じて積立基準額、積立限度額を適切に設定しておくことが重要となる。また同時に、保険料収入を財源として危険準備金を繰り入れることができるかという観点で、危険準備金と保険料の水準を並行して設定しておくことも重要である。

また、現行制度では第三分野保険については「生存保障リスク」の対象とはなっていないが、今後、第三分野保険の生存保障リスクを各社独自に計上していくことや、当局に提案していく姿勢も必要ではないかと私は考える。

#### ストレステスト・負債十分性テストおよび将来収支分析

第三分野保険のストレステスト・負債十分性テストを行い、保険料積立金の十分性を検証し、不足分を危険準備金等で積み立てていくことが法令で定められている。第三分野保険の事故発生率については、死亡率と異なり標準死亡率のような全社に共通の評価基準がなく、各社でその水準の妥当性の評価が必要となるため、ストレステストにおいても慎重な前提の設定が必要となる。また、法令で定められた方法のみではなく、複数のシナリオを用いて将来の収支状況を検証したり、更新等の商品特性を踏まえた特殊なシナリオでストレステストを行うなど、自社独自のリスク特性に応じた検証を行いリスク対応能力を評価しておくことも重要である。その他、事業費の前提なども含め、自社の第三分野保険の特性に応じて実務基準に縛られない試算を行い、参考としていくことも有効であろう。

また、保険計理人の将来収支分析を行い、第三分野保険を含む商品区分において、会社が将来の保険金などの支払能力を維持し得るかどうかを判断する。その結果、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には追加責任準備金を適切に積み立てていくことも法令で定められている。必要に応じて、区分経理上の商品区分のみではなく、第三分野保険のみを対象とした将来収支分析を行うなどにより、責任準備金の評価や今後の商品開発などの経営判断の参考にしていくことも考えられる。

なお、ストレステストにおける新契約はクローズド型的前提で行うが、将来収支分析ではオープン型、クローズド型のどちらかで行うことができる点など前提の違いも考慮し、新契約を見込むことが保守的かどうかについて判断の上、分析を行うことが望ましい。

## 内部留保の拡充

ストレステストや将来分析などは法令などで責任準備金の評価方法として基本的な方法が定められている。しかし、自社のリスク許容度に応じて保険金支払能力を充実させる方法として、基金の募集や、第三分野以外の危険準備金の拡充など、内部留保によるリスクバッファ機能を向上させていくことも重要な手段である。また、保険業法 69 条 5 項の規定に従い、収支の悪化が見込まれる契約群団に対して追加責任準備金を計上していくことも広義の内部留保と考えられ、適切に活用していくことが考えら得る。

## 徹底したモニタリング

責任準備金の十分性を把握する上で、まずは保険引き受け後の実績発生率の取得が重要である。実績発生率と予定発生率を比較することで予定発生率の安全性を事後的に検証したり、実績発生率の過去の推移等を観察することで今後の発生率の動向を予測することがある程度可能である。その結果によっては、それ以後の引き受けについては、販売の制限・停止や保険料率の改定を行ったり、危険準備金等の責任準備金の計上方法を変更するといった対応も考えられる。また、すでに引き受けている契約の実績発生率が予定発生率以上の場合には、追加責任準備金の計上や、基礎率変更権の行使も検討する必要がある。ただし、基礎率変更権の行使にあたっては、実効性を確保すべく、事前に行使基準を策定し、契約締結時・締結後に顧客へ十分な情報提供・情報開示をしておく必要がある。

なお、実績発生率の取得においては、群団性に留意した上で、性別・年齢別・経過年数別・商品特性別・販売チャネル別などに適度に区分してデータを集計することで、発生率の特性や動向を適切に把握できるようになる。また、自社のデータのみならず、業界データや公的なデータを参考として自社の抱えるリスク特性の参考としていくことも重要である。

## 再保険の利用

自社で引き受ける第三分野保険の支払の不確実性が、責任準備金および内部留保の水準で許容できない場合には、再保険の利用を検討する必要がある。特に、経験データが不足している新商品や、内部留保の少ない新設会社においては再保険が有用である。ただし、再保険を活用して長期の第三分野保険の不確実性を管理する場合は、その再保険の活用状況の開示が求められる。

## 設問

標準責任準備金制度について、以下の問いに答えよ。

- (1) 標準責任準備金制度について概説せよ。
- (2) 現在の標準責任準備金制度は、生命保険業界の過去のトレンドをふまえて、幾度か改正が行われたものである。それでは、将来の標準責任準備金制度はいかにあるべきか。当業界における、現在及び今後予想される環境を念頭に置き、貴君の意見を述べよ。

## 解答

### (1)

保険業法 116 条において定められている通り、保険会社は毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。保険料の全額を収益として認識する一方で、保険料のうち将来の支払の対価にあたる額を責任準備金繰入という費用と対応させることで、当期の利益を正しく認識し、また、将来の支払のための準備を行うことが可能となる。標準責任準備金制度とは、将来の支払債務をより確実に履行するため、長期の保険契約の責任準備金について、積立方式・計算基礎率水準を各社に自由に設定させるのではなく、法令等で規定した方法で決算期末に計上させる制度である。

平成 8 年の保険業法改正の主な趣旨は、商品・価格の規制を緩和し、競争を促進することにあった。そのため、保険料については当局の認可を前提に各社が自由に設定できることとなったが、一方で、責任準備金については、過当競争により支払能力が損なわれることがないよう、内閣総理大臣が積立方式・計算基礎率水準について必要な定めを行うことができたこととした標準責任準備金制度が設けられた。実質的な損益が保険契約の消滅後に確定する長期の保険の性質から、責任準備金については法令等で規定し、保険会社の健全性を高め、支払能力を確保することで契約者保護を図ることとなった。

標準責任準備金は大蔵省告示 48 号により、平成 8 年 4 月 1 日以降、以下のように定められている。

- ・積立方式は平準純保険料式とする。
- ・予定死亡率は、平成 19 年 3 月 31 日までに締結する保険契約については、生保標準生命表 1996(死亡保険用) または生保標準生命表 1996(年金開始後用) の死亡率、平成 19 年 4 月 1 日以降締結する保険契約については、生保標準生命表 2007(死亡保険用)、生保標準生命表 2007(年金開始後用) または第三分野標準生命表 2007 の死亡率とする。
- ・予定利率は、平成 11 年 3 月 31 日までに締結する保険契約については 2.75%、平成 11 年 4 月 1 日以降締結する保険契約については 2% とするが、さらにそれ以降は長期国債の応募者利回りなどを用いて 1 年ごとに予定利率を見直すルールとなっており、平成 13 年 4 月 1 日以降締結する保険契約については 1.5% が適用されている。
- ・上記により計算した保険料積立金または払戻積立金の額がそれぞれの契約者価額を下回る場合には、当該契約者価額をもって保険料積立金とする。
- ・特別勘定を設けた保険契約で、保険金、返戻金その他の給付金の額を最低保証している保険契約に関しては、特別勘定については収支の残高を責任準備金とし、一般勘定については「最低保証に係る保険金等の支出現価」 - 「最低保証に係る純保険料の収入現価」を責任準備金とする。一般勘定の責任準備金を計算する際の予定死亡率は上記と同様だが、割引率と期待収益率は標準利率、ボラティリティ・解約率は別途規定されている。また、これら標準的方式以外の代替的方式で計算した責任準備金が、債務履行を担保できる水準として同等と認められる場合には、代替的方式を使用することができる。

また、以下の契約については標準責任準備金の対象外とされている。

- ・責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約であって、保険金等の額を最低保証していない保険契約
- ・保険料積立金のない保険契約
- ・保険約款において、保険会社が責任準備金および保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を約してある保険契約
- ・標準死亡率以外の予定死亡率を責任準備金の計算の基礎として用いることが適当であると認められる保険契約

- ・保険期間が1年以下の保険契約
- ・外国通貨をもって保険金、返戻金その他給付金の額を表示する保険契約

## (2)

### 標準責任準備金と同様の目的を持つ準備金・制度

責任準備金計上の目的は「保険契約に基づく将来における債務の履行に備える」ことにあるが、同じ目的のための準備金や制度として、現行の法令等のもとでは以下のものが挙げられる。

- ・責任準備金
- ・標準責任準備金
- ・危険準備金
- ・価格変動準備金
- ・基金や損失填補準備金などの自己資本の性質を持つもの
- ・追加責任準備金

生命保険会社は決算期において、法令で定められた標準責任準備金を計上した上で、積立基準額を上回る危険準備金、価格変動準備金を毎決算期に積み立てる。また、法令上の制限の範囲内で各社の判断で配当の水準を決定し、残りの剰余で自己資本の拡充を図る。ただし、これらの責任準備金のみで将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には追加責任準備金を計上する。

標準責任準備金制度について考える場合、これらの準備金の合計をもって保険金支払能力の確保という目的が達成されるよう考慮する必要がある。ただし、保険料積立金は通常の予測の範囲内のリスクに対応する準備金、危険準備金は通常の予測を超えるリスクに対応する準備金、追加責任準備金は債務を履行するための不足を補うために必要な準備金、といったそれぞれの準備金の趣旨があり、今後さらに、それらを明確化することによって、各社に段階的に準備金を充実させていく観点も重要であろう。

### 生命保険業界を取り巻く環境の変化

生命保険業界を取り巻く環境として、現在すでに以下のような変化が見られ、また今後も変化は続いていくと考える。

#### 経済環境の緩やかな改善

バブル崩壊後、運用利回りの低下、含み損益の減少によって当時の生命保険会社各社は逆ざやの顕在化、内部留保の減少に見舞われることとなったが、今後長期的には経済環境が改善し、逆ざやも緩やかに改善していくことが見込まれる。そのため、各社は今後は安定的に各種準備金を充実させていく体力を有していると考えられる。その中では、各社が剰余を社外流出せずにソルベンシーを充実を充実させていくための工夫が制度的に求められることとなる。そのための手段として標準責任準備金制度や危険準備金制度を充実させていくことも今後は考えられよう。

#### 生命保険市場の変化

少子高齢化に伴い、死亡保障市場の縮小と第三分野市場の拡大と貯蓄市場の拡大が見込まれる。今までは死亡保障中心に標準責任準備金制度などの法令等が定められてきものを、今後は市場の変化にも対応させていく必要がある。また、死亡率の低下に伴い、今後、生存保障性の高い商品のリスクをより慎重に管理していくための手段として、標準責任準備金制度の充実も検討していく必要がある。

## リスクの多様化

競争の激化や消費者ニーズの多様化により、第三分野の給付を扱う商品、危険選択を緩和した商品、解約率を価格に反映した商品など、商品や給付事由が多様化している。また、規制緩和などにより、銀行窓販、インターネット、通信販売など、販売チャネルが多様化している。それらのそれぞれについて、リスク特性を考慮の上、健全性を保つための制度が望まれる。

## 価格競争、配当競争の激化

規制緩和、銀行窓販も含めた販売チャネルの多様化、死亡保障市場の縮小などにより、今後はさらに価格競争、配当競争の激化が予想される。これによって、各社が保険料計算基礎率を引き下げるとともに、併せて責任準備金計算基礎率も引き下げ、その結果、意図的かどうかに関わらず、各社が責任準備金の計上額を相対的に低く設定する可能性もあろう。また、競争激化によって各社の収益力の低下や配当財源の確保も想定されるが、ソルベンシーの充実を疎かにしないような制度が望まれる。

## 将来の標準責任準備金制度に対する所見

### 第三分野の保険事故発生率に対応した標準責任準備金制度について

第三分野保険については、標準責任準備金の対象として2007年より標準死亡率が法令で定められているものの、保険事故発生率については各社が個別に認可を取得した上で、責任準備金を評価している。また一方で、第三分野の保険事故発生率の不確実性に対応した制度としては、ストレステスト・負債十分性テストを経て、危険準備金や追加責任準備金で対応する仕組みとなっている。しかし、ここで危険準備金や追加責任準備金として計上される額は、本来は通常の予測の範囲内のリスクへの対応として位置づけられるものであり、保険料積立金として「標準的に」準備しておくべきものであると私は考える。また、ストレステストの内容は保険事故発生率の不確実性に焦点を当てたものとなっているが、保険事故発生率の将来のトレンドは予測が困難であるという前提に立てば、各社の過去の支払実績にストレスを加えて将来の給付額を算出させる以前に、標準責任準備金制度の枠組みの中で簡明かつ保守的な制度を設定し、保険料積立金を事前に充実させておくべきではないかと私は考える。ストレステストにおける危険発生率や将来の給付額については法令等で算出方法が定められているが、保険事故発生率の将来予測においてどのようなモデルを設定するかで、各社の保険計理人の判断による部分も大きい。各社の保険計理人が各社の商品特性やリスクの範囲を踏まえて将来予測を行うことができるといったメリットはあるが、一方で、保険計理人が負債を過小評価してしまう危険もあると考えられる。保険事故発生率に焦点を当てた標準責任準備金制度の案としては、例えば、各社の第三分野保険のすべての基礎率について毎期の発生指数をモニタリングさせ、その発生指数が一定値（例えば70%）を超えた場合には責任準備金の計算基礎となる保険事故発生率を再設定し、その保険事故発生率を用いて算出された責任準備金を標準責任準備金とする制度などが考えられる。単年度の発生指数を用いることで、発生率のトレンドなどは捉えづらくなるが、客観性を持って各社に標準責任準備金を計上させ、また、経営層にもわかりやすい方法で、準備金を充実させることが可能であろう。また、発生指数を責任準備金評価に明示的に取り込むことで、価格設定時の基礎率の保守性を各社に促す効果も考えられる。標準責任準備金の位置づけをより明確にし、制度を拡充させた上で初めて、それらの制度では対応できない各社の状況を反映し、保険計理人の判断で危険準備金や追加責任準備金を充実させる制度を取り入れるべきであると私は考える。

### 解約率を設定した商品に対応した標準責任準備金制度について

現行の標準責任準備金制度は、予定解約率を設定した商品について、解約率の変動をカバーするための保守的な責任準備金を計上させる枠組みを持っていない。実際、解約率を用いた商品については、解約率を高めと低めのどちらに設定して責任準備金を評価するのが保守的なのかが明らかでないこともあり、標準利率、標準死亡率のような形で解約率を法令で定めて標準責任準備金とすることは難しいと考えられる。しかしながら、現時点では保険料率、責任準備金率に解約率を織り込むことによるリスクが顕在化していないものの、今後、解約率を設定した商品の市場の拡大が見込まれ、また、経過年数が延びていく中で、解約率を織り込むことによるリスクが



顕在化する可能性はありえよう。その際に例えば、各社の商品毎に、「保険料計算に用いた予定解約率」「各社の実績の解約率×125%」「各社の実績の解約率×80%」のそれぞれを計算基礎率として保険料積立金を計算して、もっとも大きいものを標準責任準備金として計上させるなどの対応も可能であろう。解約率の実績を各社にモニタリングさせると同時に、その解約率の実績を標準責任準備金制度に取り込むことで、各社の実態に対応した機動的な責任準備金評価が可能となると考えられる。

#### リスク区分に応じた将来収支分析について

リスクの多様化に対応して、リスクの早期発見と早期対応を行うためには、給付事由別・保険種別・販売チャネル別などの細かい単位で保険関係収支の将来の予測を実施していくことが有効であると私は考える。特に、低解約返戻金商品、個人年金保険、第三分野保険、その他の新しいリスクを持つ商品、および、それらの組み合わせた商品については、発生率や収支の変動の予測が困難であり、標準責任準備金制度だけでは、保険金支払能力が十分に確保されるのか疑問が残る。そのため、現行のストレステストのような概念を、第三分野だけではなくすべてのリスクに対応する形で拡張して、将来の予測を行うことが有効ではないかと私は考える。ただし、いわゆる区分經理の拡張で事業費や運用関係収支を商品ごとに配賦することには困難を伴うため、例えば危険差益、責任準備金関係損益などの保険関係収支だけをリスクの区分ごとに将来数年分に渡って予測させることが効果的であろう。その結果、負債が不足していると判断される区分については追加責任準備金を計上する、または標準責任準備金の枠組みの中で基礎率を再設定させる制度が考えられよう。なお、現行の制度においては、区分經理やモニタリング等を通じて一定の区分（群団）ごとの必要数値を保険会社は把握することとなるが、区分の設定方法について法令上の規定が明確でない。そのため、今後、リスクごとの区分の設定方法についても法令等の整備が必要であると私は考える。

#### 逆ざや対応としての標準責任準備金制度について

低金利が続く状況の中で、一部の生保においては逆ざやが顕在化している。しかしながら、現行の責任準備金はロックイン方式で評価されているため、逆ざやに耐えるために現時点でどれだけの負債が必要かを明示的に算出できていない。予定利率の高い契約のほとんどは、予定死亡率も高めに設定されているため将来発生する死差益によって逆ざやをある程度はカバーでき問題は少ないという視点もあろう。また、危険準備金などを用いて十分に準備金を確保していくことで支払能力は確保されているという主張もあろう。しかし、危険準備金は本来、通常の予測を超える危険に対応するための準備金であるため、すでに顕在化している逆ざやへの対応とは分けて考える必要がある。また、危険準備金には積立基準額が設定されているものの、現在の法令での最低限の額を積み立てた残りを、逆ざやの水準が大きいにも関わらず契約者配当・株主配当などの形で社外流出させてしまうことがないよう、法令や基準をさらに整備していくことが望ましい。特に、価格競争・配当競争が激化する環境下においては、剰余の社外流出額と内部留保額のバランスを考える上で、逆ざやなどの顕在化したリスク負担を明示的に扱う必要性は高いと私は考える。その際、危険準備金や追加責任準備金の制度を通して財源を確保するのではなく、通常の予測の範囲内のリスクに備える保険料積立金を対象として、標準責任準備金制度の中で各社に強制的かつ明示的に必要財源の積み立てルールを示すことが必要ではないかと考える。将来収支分析などにより、商品区分ごとの収支を総合的に確認することは可能であるが、リスクが多様化・複雑化する中では、顕在化しているリスク1つ1つに対してだけでも、明示的に準備金を充実していく努力が必要ではないかと私は考える。

具体的に、逆ざやに耐えるために現時点でどれだけの負債が必要かを算出する制度を策定する場合、ロックイン方式を解除して責任準備金の評価用利率を每期変更することも考えられるが、その場合、毎期の期間損益が大きく変動してしまう可能性がある。期間損益の変動を避ける観点や、実務的な簡便性・簡明性なども踏まえると、例えば、ロックイン方式は保ちつつ、予定利率が一定値を超える契約について、評価用の利率および死亡率を一定値まで引き下げて責任準備金を再評価して、以後も同じ率を適用していくなどが考えられる。一時点で巨額の負債の積み増しが認識される可能性もあろうが、昨今の経済環境においては、積み増し額を数年間（場合によっては10年を超えることもあろう。）に分けて計画的に計上していくなどの対応も可能であろう。ただし、剰余金の分配にあたっては今後も公平性に留意する必要がある。

なお、昨今では一部の生命保険会社が、追加責任準備金を計上することで逆ざやに対応した財源を確保する動きが見られるが、一部の保険種類について部分的に予定利率や予定死亡率を変更する形態を取っており、明示的に

すべての保険種類の逆ざやを解消するような対応とはなっていない。また事実上、追加責任準備金を計上すべきかどうかは各社の保険計理人の判断に委ねられており、真に追加責任準備金を必要とする会社が真に必要な時点で追加責任準備金を計上する判断をできるか、現状の制度には疑問が残る。

#### 生存保障性の高い商品の標準責任準備金制度について

生存保障性の高い商品には、大別して個人年金保険と第三分野保険が考えられる。どちらも保守的に設定された死亡率を用いて標準責任準備金制度が用意されているため、当面は問題が少ないと考えられる。しかしながら、今後の死亡率の動向は予測が難しく、また特に、第三分野の被保険者群団の死亡率の動向は経験データが少ないため、監督当局が各社に働きかけて保険種類別の死亡率をモニタリングさせていくなどで、今後の死亡率の動向を注意深く観察していく必要がある。

#### 国際会計基準の導入に向けて

将来導入されるであろう国際会計基準では、負債も時価評価される可能性が高い。資産についてはすでに一部時価評価が導入されており、資産評価との不整合は少なくなると考えられる。時価評価に用いる計算基礎率は、市場価格と整合的で、客観的に妥当と判断されるものである必要があるが、特に市場のないものについてどのように評価するかは検討が必要である。また、負債を時価評価した後に、標準責任準備金制度をいかに導入するか、あるいは導入する必要があるのか、導入する場合にはその目的・趣旨は何かといった点で本格的な検討が必要となろう。いずれにしても、準備金等の合計をもって、将来の保険金支払債務を確実に履行していく仕組みは国際会計基準導入後も必要となろう。

#### キャッシュフロー・マッチングの視点について

現行の標準責任準備金制度は、決算期末一時点における保険料積立金の評価方法について規定したものであり、将来のそれぞれの時点で保険金支払債務を履行するために必要となるキャッシュフローや、対応する資産の内容、流動性の水準までを規定するものにはなっていない。また、将来収支分析等においても、将来の資産の額が負債の額を上回ることを確認しているが、保険金支払債務の履行に必要な流動性資産等をそれぞれの時点で確保できているかについては確認されていない。これらを考慮した制度を策定し実施することは、監督当局の行政上も、保険会社の実務上も難しいことが想定されるが、最終的に会社全体の支払能力を充実させていくためには、資産と負債のキャッシュフロー・マッチング手法なども念頭において、現行の制度を補完していくことが必要であると考えられる。

## 設問

相互会社における社員配当について、以下の問いに答えよ。

- (1) 配当を定める際に考慮すべき法令上の制限・留意点について解説せよ。
- (2) 実際に配当の割当・分配の水準を定めるに当たっては、法令以外にも考慮すべき点があると考えられる。なるべく広範な視点から、これらの留意点について数多く列挙し、それぞれについて簡単な解説および所見を述べよ。

## 解答

(1)

### 剰余金の分配の計算方法

剰余金の分配の計算方法については保険業法 55 条の 2 および施行規則 30 条の 2 で定められており、公正かつ衡平な分配をするために以下の基準に従わなければならないとされている。

相互会社が社員に対する剰余金の分配をする場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、剰余金の分配の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

1. 社員が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法（アセットシェア方式）
2. 剰余金の分配の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法（利源別配当方式）
3. 剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法
4. その他前 3 号に掲げる方法に準ずる方法

### 剰余金の分配をするための準備金

剰余金の分配をするための準備金については保険業法 55 条の 2 および施行規則 30 条の 5 で定められており、以下のものに積み立てなければならないとされている。

1. 社員配当準備金
2. 社員配当平衡積立金

なお、社員配当準備金は社員に対する剰余金の分配をするための準備金として貸借対照表の負債の部に計上するもの、社員配当平衡積立金は社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金として資本の部に計上するものとする。

### 社員配当準備金の積立限度

社員配当準備金の積立限度については保険業法施行規則 30 条の 5 で定められており、生命保険相互会社は、社員配当準備金に次に掲げるものの合計額を超えて繰り入れてはならないとされている。

1. 積立配当の額
2. 未払配当の額（翌期配当所要額を含む。）
3. 全件消滅時配当の額
4. その他前 3 号に掲げるものに準ずるものとして算出方法書により計算した額

## 剰余金の分配の上限

剰余金の分配の上限については保険業法 55 条で定められており、基金の償却または剰余金の分配は、貸借対照表上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除した額を限度として行うことができるとされている。

1. 基金の総額
2. 損失てん補準備金および基金償却積立金の額
3. 基金利息の支払額
4. その決算期に積み立てることを要する損失てん補準備金の額
5. その他 内閣府令で定める額

この規定は、外部負債の性格を有する基金、法定準備金である損失てん補準備金を、剰余金の分配によって社外に流出させないためのものである。また、基金利息、損失てん補準備金への繰入は剰余金の分配よりも優先して行われるものとされている。

## 社員配当準備金等への繰入額の下限

社員配当準備金または社員配当平衡積立金への繰入額の下限については保険業法 55 条の 2 および施行規則 30 条の 4、30 条の 6 で定められている。具体的には、相互会社は、毎決算期に剰余金の処分を行う場合には、当期末処分剰余金から以下の金額を控除した額の 20%以上を、社員配当準備金または社員配当平衡積立金に積み立てなければならないとされている。(正確には、その旨を定款に定めるよう規定されている。)

1. 前期繰越剰余金の額
2. 任意積立金目的取崩額
3. 基金利息の支払額
4. 損失てん補準備金としてその決算期に積み立てる額
5. 基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額
6. 基金の償却に充てることを目的としてその決算期に純資産の部に積み立てる任意積立金の額
7. のれん等調整額
8. 決算期の剰余金に含まれる社員配当準備金の取崩額

相互会社は株式発行等による資本調達は不可能であり、内部留保は必ずしも十分とはいえない、また、諸リスクに対応するために相互会社においても内部留保を充実することが重要である等、内部留保の充実・強化が必要である。同時に、内部留保の充実・強化にあたっては、その分契約者還元が制限される等、契約者の権利を制約する面もあることから、社員権との関係に留意して、剰余金分配と内部留保とのバランスをとる必要がある。このため、社員配当準備金等に繰り入れる最低水準を定めることとしたものがこの規定である。

なお、下限を算出する際の比率 20%は、旧業法下では 90%、その後 80%、現在は 20%というように、段階的に引き下げられてきている。これにより、剰余金分配と内部留保のバランスについて会社の裁量が大幅に広がるとともに、経営環境の厳しい中で内部留保の拡充を優先させやすくなったといえよう。

## 保険計理人の職務等

保険計理人の職務・確認業務・関与事項については保険業法 121 条および施行規則 80 条、77 条で定められている。具体的には、保険計理人は毎決算期において、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうかについて、上記の法令や実務基準等で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を取締役に提出しなければならない。また、保険計理人の関与事項の一つとして、「契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に係る算出方法」が規定されている。

## 実務基準における記載

法令で準用される「生命保険会社の保険計理人の実務基準」には以下の内容が規定されている。

剰余金の分配または契約者配当(以下、配当という。)が、公正・衡平であるとは、以下の要件を満たすことである。

- ①責任準備金が適正に積み立てられ、かつ、会社の健全性維持のための必要額が準備されている状況において、配当所要額が決定されていること
- ②配当の割当・分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること
- ③配当所要額の計算および配当の割当・分配が、適正な保険数理および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づき、かつ、法令、通達の規定および保険約款の契約条項に則っていること
- ④配当の割当・分配が、国民の死亡率の動向、市場金利の趨勢などから、保険契約者が期待するところを考慮したものであること

また、保険計理人は公正・衡平な配当の確認を以下の通り行わなければならない。

- ①イ. 翌期配当所要額が財源確保されており、健全性を損なわない水準であること  
ロ. 翌期の全件消滅ベースの配当所要額が財源確保されていること
- ②区分経理の商品区分毎に、翌期の全件消滅ベースの配当所要額が財源確保されていること
- ③契約消滅時に最終精算として消滅時配当を行う保険種類においては、以下の要件が満たされていること  
イ. 代表契約の翌期配当額が、原則として当年度末のネット・アセット・シェアを超えていないこと  
ロ. 代表契約の将来のネット・アセット・シェアが健全性の基準維持のための金額を下回っていないこと

## (2)

### 健全性維持との関係

契約者配当を決定するにあたっては、まず全体としてどれだけの剰余を分配するかを確定し、一方でソルベンシー確保のための内部留保への繰入額を確定する必要がある。この際に、配当の水準と内部留保への繰入のバランスを考慮することが極めて重要となる。「公正かつ衡平な配当」の定義として実務基準中にも記載があるように、配当の所要額を決定するためには、会社の支払能力を確保していることが大前提となる。このため、法令に則って内部留保への繰入を行うことはもちろんであるが、会社の抱えるリスクを正しく認識し、将来に渡って確実に支払債務を履行していくためにどの程度の内部留保が必要か、どれだけを配当として社外流出させても問題ないかを判断した上で、配当の水準を決定することが必要となる。また、国際会計基準の動向も踏まえつつ、今後はさらに内部留保の拡充を進める必要も考慮する必要がある。経営政策・資本政策との調整も含め、アクチュアリーとしての重要な職務である。

### 配当の位置づけ

配当を決定するにあたっては、配当の位置づけを念頭に置く必要もあろう。位置づけとしては以下のものが挙げられる。

- ・相互会社における社員配当は、その設立の理念である「実費主義」を実現するための保険料の割り戻しとして考えられる。よって、保険業法上も「剰余金の分配」とされ、分配方法は、相互会社の利益、損失を考慮した「公正・衡平」な分配が求められている。
- ・生命保険は長期の契約であることが多く、将来にわたり約定債務を十分に履行可能とすべく保険料に安全割増を組み込んでいるが、収支の判明時には配当として契約者に還元することで契約者間の公平性を保っている。
- ・保険料率を細分化することが実務的に負担となる場合、保険料率は同一とし、収支の差を配当で調整する場合がある。
- ・生命保険は長期の契約であることが多く、契約当初に設定された保険金額が、将来においては名目的金額の価値として下落する場合が考えられる。配当を分配することで、それらの価値の下落を補う役割を果たすことが可能である。

### 契約者間の公平性

契約者間の公平性を考える上でいくつかの原則を念頭に置く必要があろう。

原則 1. 会社の健全性と契約者利益の確保が個々契約者間の厳密な公平性に優先する。

原則 2. 原則 1 を充足している限りにおいて計算基礎率の異なっている契約群団間で実質的な公平性が維持されな

ければならない。

原則 3. 各群団内の契約の中では種類、加入年齢、経過年数等を考慮して概略剰余への寄与に比例して分配されるべきである。

原則 4. 配当に関する契約者の通常持っている期待は上述の原則と矛盾しない範囲内でこたえられるべきである。

原則 5. 実務的に得られるのは大まかな公平性である。

## 解約返戻金と消滅時特別配当の関係

相互会社においては、保険業法 35 条により、退社員は、定款または保険約款の定めるところにより、その権利に属する金額の払い戻しを請求することができる。(払戻請求権)したがって、保険契約を解約する者(=退社員)の、解約返戻金を超える「社員の権利に属する金額」は、通常配当または消滅時特別配当により還元される必要がある。この場合の論点は、①最終的に社員が貢献した金額の全額を還元すべきか、それとも、②その一部は退社時においても保険会社に留保されるべきか、という点になる。①はリボルビング・ファンド・モデル、②はエンティティ・キャピタル・モデルと呼ばれている。これらの考え方を消滅時特別配当にどう反映するかについては、「内部留保の充実」「社員の貢献分の還元」「公平性」のバランスを考えながら、留保する金額を決定していく必要がある。また、加入時点の異なる契約の間で公平性を考えるのか、あるいは世代間での相互扶助の考え方もありうるかなどの論点も存在する。なお、払戻請求権の有無に関わらず、相互会社はその設立趣旨からして、消滅契約に対しては保険料の事後清算としての配当を支払うべきであるという観点もあろう。

## 安定性

保険契約は超長期に渡り、契約が消滅するまで、その契約の最終的な損益は確定しない。そのため、単年度の実績のみを考慮して契約者への配当の水準を毎年変更するのではなく、最終的な損益の不確実性も考慮して安定的に配当を分配していく観点が必要であろう。また、保険計理人の確認業務の中では、1号収支分析や将来のアセットシェアの確認が含まれており、健全性を損なわずに長期的に現在の配当水準が維持できることが要請されている。また、特に配当率を引き下げ場合には、契約者への説明のための負荷が大きかったり、あるいは契約者の理解を得づらい可能性もある。また、安定的に配当を分配した後で、消滅時特別配当を通じて「社員の貢献分の還元」を実現することも可能である。ただし、団体年金保険など、顧客からのニーズや選別意識が高い保険商品については、運用実績を早期に配当還元していく方針も一部では必要となろう。

## 経験データの十分性

健全性維持や公平性とも関係するが、剰余金を分配するにあたっては、商品ごと、または基礎率ごとにリスクを評価し、それぞれのリスクの度合いに応じて当該契約への剰余金の分配水準を決定することも必要となろう。特に第三分野保険の保険事故発生率については不確実性が大きく、また、前提とした社外データや自社の経験データが不十分である場合には、注意を要する。例えば、新規の給付を伴う商品で短期的には低めの発生指数が観察され収支が良好と認められても、その後の発生率のぶれや収支の悪化するリスクは内在している。また、第三分野保険はストレステストや負債十分性テストによって責任準備金の積増負担が発生する可能性もあり、総合的な収支への影響も留意する必要がある。経験データが安定するまでは当該給付に対応した配当は割り当てないなどの考慮も必要となろう。

## 契約者の期待

契約者は一般的には、会社の健全性のために配当を制限されることよりも、高い水準で配当を直接的に受け取れることを期待する傾向が強い。そのため、保険会社側の視点で会社の健全性のみを重視するだけでは、契約者の理解を得難い可能性もあろう。特に最近、景気回復・逆ざや改善によって増配に対する圧力は高まってきており、契約者の期待にこたえていく観点も重要となってきている。そのため、会社の健全性とのバランスを念頭に置きつつも、契約者の期待に一定程度、こたえていく姿勢が望まれる。また、配当に対する期待にこたえられない場合で

も、内部留保や配当に対する会社の考え方、長期的な経営政策を契約者へわかりやすく説明していくことが必要となる。

なお、既契約者に対しては、配当に対する期待に応えることで苦情や解約を抑制する効果も期待することができよう。

## 競争力の維持

経済環境の変化や価格の自由化、競争の激化の中で、近年は保険株式会社の無配当保険や、相互会社でも利差配当保険が主流になってきている。これは、顧客の配当に対する期待よりも、保険料の安さに対する期待が高まってきた傾向を反映してきたものであり、今後もその傾向は続くであろうと考えられる。しかし今後も、有配当保険を販売する会社が既契約に対して配当を高い水準で支払うことができているならば、新契約獲得に際して他社に対する優位性を訴える上で有利に働くこともあろう。また、増配は会社の健全性を宣伝する手段としても有効であろう。(ただし、将来の水準の配当について誤解を招く表現で勧誘を行うことはあってはならない。)

## 簡明性

保険技術的な公平性や実費主義の観点から可能な限りで細分化した配当率を設定するだけでなく、簡明性にも留意して配当率を設定することも必要である。契約者は配当金の水準だけではなく、配当の設定方法についてわかりやすさを保険会社に期待することが考えられる。また簡明な配当率設定は、保険会社の事務負担を軽減することや、契約者から説明を求められた場合の負担の軽減にもつながる。例えば、契約締結からの経過年数の短い契約群団について選択効果が認められる場合、保険技術的な公平性からは到達年齢と経過年数の両方に応じた配当率の設定が考えられるが、実際には経過年数は考慮しないことがあろう。また同様に、契約当初の新契約費支出を費差配当率に織り込むべきかという論点も存在するが、簡明性を損なわない範囲で一定程度の差を設けることが考えられる。

以上の観点を総合的に勘案し、配当率を設定する。契約者配当金を決定するにあたっては、まず全体としてどれだけの剰余を分配するかを確定し、一方でソルベンシー確保のための内部留保への繰入額を確定する必要がある。相互会社形態をとっている国内生保においては、経済環境は改善しつつも、依然として逆ざや等を抱えた厳しい経営環境の中で、いかに剰余を契約者に分配していくかでアクチュアリー判断が求められる。基本的には危険準備金や内部留保の拡充を最優先した上で残りを配当として分配していくこととなるが、既契約者の期待を極端に裏切らない範囲で、また、競争力を維持できる範囲での配当財源の設定は必要不可欠であろう。配当金総額を確定した後は、上記のような留意点を意識しつつ配当率を設定していくことが重要である。

## 設問

日本におけるソルベンシーマージン規制、および保険計理人の実務基準に規定されている3号収支分析について、それらの概要と相違点を簡潔に説明し、今後アクチュアリーとして生命保険会社のソルベンシーを確認していくにはいかにすべきか、所見を述べよ。

## 解答

### ソルベンシーマージン規制の概要

ソルベンシーマージン規制とは、監督当局が保険会社の経営の健全性を判断し、必要な措置を講じるための規制である。日本においては、保険業法130条および132条に基づき、保険会社の経営の健全性を判断するための基準としてソルベンシーマージン比率が定められ、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に用いられる。具体的には、資本金、基金、準備金などのソルベンシー総額を、通常の予測を超える危険に対応する額の1/2で除して算出された数値である。保険会社は監督当局に毎年の報告を求められており、この数値が200%を下回ると監督当局へ改善計画の提出および実行を求められたり、支払能力の充実に資する措置に係る命令が下されたり、業務の全部または一部の停止の命令が下されたりといった措置が講ぜられる。保険会社が保険金支払能力を確保できなくなる事態を早期に発見し、適時適切な措置を行うことで、保険会社が健全な経営を行うことを目的としたものである。

分子には以下の項目の合計が用いられる。

- ・純資産の部（剰余金処分、評価・換算差額を除く）
- ・価格変動準備金
- ・危険準備金
- ・一般貸倒引当金
- ・その他有価証券の評価差額の一定率
- ・土地含み損益の一定率
- ・保険料積立金等余剰部分
- ・配当準備金中の未割当額
- ・税効果相当額
- ・劣後特約付借入金・社債

分母には以下の項目を用いて計算した  $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$  の1/2が用いられる。

$R_1$  保険リスク

$R_8$  第三分野保険の保険リスク

$R_2$  予定利率リスク

$R_3$  資産運用リスク

$R_7$  最低保証リスク

$R_4$  経営管理リスク

### 3号収支分析の概要

3号収支分析とは、保険業法121条等で保険計理人の確認業務の一つとして定められ、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうかを確認する手法である。具体的な確認方法は「生命保険会社の保険計理人の実務基準」に定められており、将来の時点において、合理的な予測に基づき算定される資産の額が負債の額に照らして、保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれるかどうかを確認する。確認は毎年、少なくとも将来10年間の予測で行い、分析期間中の最初の5年間の事業年度末に必要な責任準備金の積立が不可能となった場合、保険計理人は、現状の責任準備金では不足していると判断し、会社はその責任準備金不足相当額の解消に必要な額を積み立てる必要があることを、意見書に示さなければならない。

現行制度のように責任準備金をロックイン方式で評価する場合、事後的な環境変化等により、将来の保険金支払のための負債が、それぞれの時点で適正に評価・計上されない可能性もある。そのため、3号収支分析のようなキャッシュフローテストも含めて会社のソルベンシーを確認していく必要がある。



## ソルベンシーマージン比率と3号収支分析の相違点

ソルベンシーマージン比率、3号収支分析ともに、保険会社の支払能力を確認するソルベンシー規制として捉えられるが、以下の点で考え方や手法が異なっている。

- ・ソルベンシーマージン比率は、その時点における資本とリスクを対比して今後1年間の会社の健全性を評価する静的検証であるのに対し、3号収支分析は将来10年間のキャッシュフロー等を予測して分析した動的検証である。
- ・ソルベンシーマージン比率の算出に用いるリスク相当額は、通常の予測を超えるリスクであり、ソルベンシーマージン比率は、それらをカバーできる財務基盤を保険会社が有しているかを評価する指標である。一方、3号収支分析に用いるシナリオは、資産の額から資産運用リスク相当額を控除するものの、それ以外の前提においては過去の実績の平均値等を用いるものが多く、通常の予測の範囲内のシナリオにおける評価ともみなせる。
- ・ソルベンシーマージン比率の場合、リスク相当額の算出に用いる係数や算式は全社一律であるものが多い。一方、3号収支分析に用いるシナリオは、各社の過去の実績を用いる部分もある。
- ・ソルベンシーマージン比率は、法令上は監督官庁による規制を目的としたものであり、早期是正措置に関する命令も内閣総理大臣によってなされるものである。一方、3号収支分析は保険計理人の確認事項の一つであり、不足相当額が発生した場合に行う措置も、取締役会が保険計理人から報告を受けた上で行なうものである。

## その他を含むソルベンシーの確認業務

現行制度でのソルベンシーの確認業務としては、以下のものが挙げられる。

- ・保険計理人による将来(1号)収支分析
- ・保険計理人による3号収支分析
- ・ソルベンシーマージン比率
- ・ストレステスト
- ・第三分野保険のストレステスト、負債十分性テスト・実質純資産額(資産負債差額)

これらは、どれか1つだけでソルベンシーが確認できるというのではなく、相互に目的が異なっており、相互に機能を補完しあうものである。例えば、1号収支分析は、ゴーイングコンサーンの前提の下、ロックイン方式の責任準備金の十分性を商品区分ごとに確認するためのキャッシュフローテストとして有効であり、3号収支分析は、会社全体の事業継続を確認するためのキャッシュフローテストとして有効である。また、ソルベンシーマージン比率は、保険会社の健全性を一時点における「通常の予測を超える危険」と「資本金、基金、準備金等」の対比で評価するものである。ストレステストは、一般に金融機関に求められるように、市場の大きな変動などの将来の不利益が財務の健全性に与える影響を評価するものである。第三分野保険のストレステスト、負債十分性テストは発生率に着目して、保険料収入と給付金支払を比較し、不足があれば追加で責任準備金を計上するという、第三分野固有のリスク管理から要請された制度である。実質純資産額は、清算価値基準の考え方のもと、現時点での純資産が十分であるかを評価する。

## 今後のソルベンシー確認に対する所見

### ソルベンシー確認の目的と手段の明確化

ソルベンシーの確認においては、具体的にどのような支払能力を確認するかという目的が複数存在し、それらに対して複数の確認手段が存在している。それらの目的は、概ね以下の観点の組み合わせで捉えることができると私は考える。

- ・十分性を評価する対象は、資本か、負債か、保険料計算基礎率か
- ・評価の単位は給付事由ごとか、商品区分ごとか、会社全体か
- ・想定するシナリオは最良推定か、通常の予測の範囲内のストレスか、範囲外のストレスか
- ・評価の時点は現時点か、将来1年か、将来数年か
- ・事業の清算、継続のいずれを前提とするか
- ・流動性も含めた支払能力を評価するか

実際、現行制度の目的は上記の組み合わせで捉える事ができる。しかしながら、上記の観点が法令で体系的に明示されておらず、対応するソルベンシーの確認手段も体系的には構築されていないように感じられる。目的と手段を明確に対応させることで、今後のソルベンシーの網羅的な確認や、確認手法の高度化や、透明性の確保を促すことができるのではないかと私は考える。

例えば、現行のソルベンシーマージン比率には、顕在化している逆ざやなどの利差損を考慮しないまま、通常の前測を超えるリスクとして予定利率リスクをリスクファクター方式で反映しているため、目的がやや不明確となっている。また、計算基礎率の妥当性を確認するストレステストが第三分野保険に導入されているが、個人年金保険や低解約返戻金商品などについて同様の確認を行う必要がないのかなど、不明確なままとなっている。

今後は監督当局がソルベンシー規制の目的をさらに明確に提示した上で、保険会社はその目的に沿った財務基盤の準備、リスク管理を行っていくことが重要であろう。また、アクチュアリーとして、国際会計基準の動向や各社のリスク管理手法、実務的な負荷も勘案しつつ、監督当局に向けて意見を述べていくことも必要であろう。

## 現行制度の補完と高度化

現行のソルベンシー確認方法においては、係数や算式、前提等が法令や実務基準で定められているが、その確認方法が、各時点での各社の実態を反映したものとなっていない可能性が考えられる。

まず、各社の保有するリスクの特性は各社の経営状況によって異なるはずであるが、法令等で定められたソルベンシーの確認方法は、全社に画一的に適用されるため、各社のリスク特性を必ずしも適切に反映していないことが考えられる。例えば、同じ死亡保障リスクであっても販売チャネルや危険選択方法が異なればリスクの水準が異なるであろうし、同じ資産運用リスクであっても資産のデュレーションやヘッジ戦略が異なればリスクの水準が異なるであろう。配当方式の違いによるリスク許容度も会社によって異なる可能性がある。特に近年、低解約返戻金商品や弱体者保険、第三分野保険、最低保証の付された変額年金など、保険商品の多様化が進むとともに、インターネット、通信販売、銀行窓販など、販売チャネルの多様化も進んでいるため、各社ごとに留意すべきリスクの質と量が異なってきていることに注意が必要である。

次に、近年はリスクの多様化や経済環境の変化などの環境変化が著しい一方で、法令等で定められたソルベンシー確認方法は頻繁に見直されないため、その時点でのリスクの実態を反映できていないことが考えられる。ただし、ソルベンシーの確認方法は定期的に見直されていくことが好ましいが、変更のある場合、試算結果等について過去からの比較可能性が損なわれる可能性や、実務的な負荷も考えられるために注意が必要である。

以上のような理由で、現行のソルベンシー確認方法が会社の実態を反映できていない可能性が考えられる。そのため、ソルベンシーを確認するにあたっては、現行の確認方法が十分に機能しているかを各社が常に検討し、必要に応じて、各社固有のリスク特性や環境変化を反映した独自の方法で追加的にソルベンシーの確認業務を補完していくことが望ましい。また逆に、ソルベンシーの確認業務を通じて、各社固有の新しいリスクを早期に発見・認識・制御する観点も必要であろう。その他、新契約高の前提についてオープン型とクローズド型のどちらが保守的かなど、基本的な問題についても、引き続き論点として挙げていくことで、ソルベンシーの確認方法を高度化していく観点も必要であろう。さらに、アクチュアリーとして、ソルベンシーの確認方法について変更すべき点があれば、監督当局などに提言していく姿勢も期待される。近年の状況を踏まえると特に、各社の状況を包括的に反映できる枠組みや、環境変化の影響をより柔軟に反映できる枠組みを検討していくことが必要であろう。

## 監督における各社のリスク管理手法の活用

以上のように、現行のソルベンシーの確認方法においては、各時点での各社の実態を反映できない可能性があり、また、これらすべてに対応した確認方法を監督当局が指定していくことには限界があると考えられる。そのため、各社のリスク管理手法をソルベンシー評価として監督上も活用していくことが案として考えられる。ただし、仮に、会社ごとに異なる係数や算出方法を用いた確認方法を認める場合、各社が意図的に指標等を良く見せる、あるいは楽観的に評価する可能性があり、かつ、監督当局がそれを見破れない可能性が高まるため、監督上の立場からは課題が多い。監督上の客観性や透明性に留意しつつ、保険計理人の権限の強化、ディスクロージャの充実などと並行していくことなどにより、各社のリスク管理手法を監督上も活用していくことが考えられる。

## 経営の立場からのソルベンシー確認

法令等で定められたソルベンシー確認方法においては、今後の経営政策の変更が一部で織り込まれるものの、基本的には直近年度の実績等に基づく客観的なものであり、会社の経営戦略やリスク管理政策と関連づけていくことが難しいことも考えられる。

しかし、監督の立場だけではなく経営の立場から、必要に応じて会社の長期的な戦略や計画、経営環境の予測、ストレス的なシナリオなどを織り込んだ形でソルベンシーを確認し、逆にその結果を経営戦略やリスク管理政策の参考としていく観点も必要であろう。また、法令等では定められていない Embedded Value や区分経理等の内部管理会計を活用したソルベンシーの確認なども経営上、有効であろう。ただし、シナリオや算出方法を独自に設定するにあたっては、十分な検討が必要である。特に動的検証の場合、設定するパラメーターの数が非常に多く、設定を多少変えただけでも結果が大きく変わってくる可能性もある。

また、ソルベンシーの確認方法に関わらず、各社がそれぞれの特性に応じたリスク管理を定量的または定性的に適切に行い、その結果として、法令等で定められたソルベンシー要件が満たされるべきという観点も重要である。例えばソルベンシーマージン比率は、会社のリスクに対する対応力を示すものとして、行政上のモニターあるいは監督上の指標として用いることが意図されている。すなわち、保険会社が保有すべき資本の額を規定し、それが満たされていない場合には行政上の措置をとる、という規制のための規定である。しかしソルベンシーマージン規制そのものは、ソルベンシーマージン比率を維持することそのものを直接的に目的とするものではない。各社がそれぞれの特性に応じたリスク管理を行い、その結果としてソルベンシーマージン比率が満たされているということが重要である。なお、監督当局がソルベンシー確認のための指標を定める場合、その指標が、中・長期的な経営方針を立てることや、リスク管理機能をより充実させることを各社に促すインセンティブとなるようなものであることが望ましい。

## 市場による監視の必要性

ソルベンシーに関して会社内部で確認を行うとともに、指標の一部は開示するなどして、市場からの監視を受けることも意義が大きいと考えられる。会社内部でのみ指標を捉える場合、会社にとって都合のいい解釈に偏ってしまう可能性もあり、ソルベンシー確認としての機能を損なう可能性もあるためである。また、指標を開示する場合、健全性に関する自社の優位性を訴える効果に加え、業界全体として、各社の自発的な内部留保の充実を促す効果も考えられる。

ただし、開示にあたっては、保険会社のソルベンシーやその管理指標について消費者に正確に理解いただけない可能性もあるため、どのように開示を行っていくかは十分に検討する必要がある。対応としては、開示する指標の意義等を十分説明するとともに、複数の指標を開示するなどして、消費者が多角的な視点から保険会社を捉えられるようにすることも必要だろう。また同時に、内部留保の充実による保険金支払能力の確保が、低廉な保険料や配当還元の実現とは反することについて、消費者に理解を促す必要もある。

例えばソルベンシーマージン比率については、現在各社が開示をしているが、これは一つの簡便的な指標であって、この数値が高ければこの会社は破綻しないというものではないという点について、消費者の理解を促す必要がある。ソルベンシーマージン比率のような監督官庁による指標は、消費者にとって、簡便的な指標として意味合いを把握しやすい点や、多くの会社が開示しており会社間の比較ができる点などのメリットはあるが、消費者の十分な理解を促した上での活用がさらに求められる。

## 保険計理人の位置づけ

現在の3号収支分析がそうであるように、専門的な技術や判断能力を有し、かつ、保険会社に対する早期警戒機能と経営陣への相互牽制機能の両方を有する保険計理人の確認はますます重要となるだろう。保険計理人の位置づけとして、以下のものが考えられる。

- ① 監督官庁に近い立場で、法令等に基づいて確認を行う。
- ② 会社の経営陣に近い立場で、ソルベンシーの確認のみならず、会社の経営戦略の立案に直接関わる。
- ③ 権限を大幅に拡大された立場で、保険数理に関わる経営判断を行い、市場がそれを監視する。

従来までの日本の制度は①の色が強かったが、規制緩和が続く現在では、今後②や③へ移行していくと考えられる。②は早期警戒機能は働くが相互牽制機能が働きにくくなる点、③は市場が必ずしも十分な専門知識を持って

いるとは限らず、監視機能が十分には機能しない可能性がある点など、それぞれに長所・短所があるため、②③  
両方の機能が働く仕組みが必要ではないかと考える。

## 設問

生命保険会社における区分経理の意義および目的、ならびに位置づけについて簡潔に説明し、保険種類相互間の内部補助の遮断、保険制度としての相互扶助の観点などをふまえ、今後のあり方について所見を述べよ。

## 解答

### 区分経理の意義および目的

生命保険会社においては、

- ・利益還元の公平性・透明性の確保
- ・保険種類相互間の内部補助の遮断
- ・事業運営の効率化
- ・商品設計や価格設定面での創意工夫

などを図る観点から、一般勘定について保険商品の特性に応じた区分経理を行うことが重要である。各生命保険会社において自己責任原則のもと、保険経理の透明性、保険契約者間の公平性確保等の観点から、適切な区分経理が行われる必要がある。また、区分経理を導入するにあたっては、資産の配分方法、含み損益の配賦方法等について、アセットシェア等に基づき適切に配分方法が定められていることが重要である。

また、キャッシュフロー分析を通じて資産運用に係るリスク管理の充実を図ることも区分経理の目的として考えられる。資産区分および、そこに属する商品区分を適切に設定した上で、ALMに基づき各区分でのキャッシュフローの特性を分析することで、適切な資産配分を行うことができ、価格変動リスク、流動性リスクに対応することができる。

### 区分経理の位置づけ

区分経理は、上記の目的を達成するための内部管理会計として、保険会社の経営に有用な情報を与えるものである。かつては蔵銀通達によって生命保険会社に導入されたものであったが、その後、蔵銀通達が廃止されるとともに、一方で現在では監督指針に区分経理の明確化が定められている。また区分経理は以下の通り、保険業法や実務基準においても前提として用いられる内部管理会計となっている。

### 責任準備金に関する事項

保険計理人は毎決算期において、責任準備金が適正に積み立てられていることを確認すべきことが、保険業法121条1号などに規定されている。この責任準備金の適正性の確認としては、区分経理の商品区分ごとに将来収支分析を実施すべきことが、保険計理人の実務基準に規定されている。

一般勘定の全商品区分の負債の合計が最終的には全商品区分の資産の合計で担保されることは、区分経理導入後においても変わりはないが、健全性の確認は、直接的には区分経理における区分ごとに行われるべきであるとする考え方からこのような規定が設けられている。

### 剰余金の分配または契約者配当に関する事項

保険計理人は毎決算期において、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われていることを確認すべきことが、保険業法121条2号や施行規則30条の2などに規定されている。「公正かつ衡平な分配」を確保するため剰余金の分配の計算または契約者配当の計算にあたっては、「保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに」それぞれの対象となる金額を計算すべきことが規定されている。「保険契約の特性に応じて設定した区分」は、区分経理における商品区分に対応している。

また保険計理人は実務基準に従い、確認業務の一つとして商品区分ごとの翌期の全件消滅ベースの配当所要額が時価で計算された配当可能財源の範囲内であることの確認を行うこととされている。

## 非社員契約に関する事項

保険業法 63 条で規定されている通り、相互会社は、剰余金の分配のない保険契約について、当該保険契約に係る保険契約者を社員としない旨を定款で定めることができる。その上で、非社員契約に係る経理は、社員である保険契約者の保険契約に係る経理と区分してしなければならないとされている。

## 商品区分、全社区分、資産区分の設定

商品区分においては、損益及び負債の管理を行うものとする。商品区分は、各生命保険会社における商品の特性や保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっている必要があり、保険の性質の相違等により理論的・合理的な区分とする必要がある。従って、新商品の発売による当該保有契約の増大やある商品区分の中の一部の保険種類の契約の増大など、会社全体の収支に重大な影響を与えるような場合等は、新たな商品区分を設定して管理することが望ましい。また、設定した商品区分については、保有契約が減少し、商品区分の存在意義がなくなった場合等、合理的な理由がある場合を除き、その変更は行わないものとする。

商品区分は、基本的には有配当保険と無配当保険、団体保険、団体年金保険や一時払養老保険等、損益のパターンの特徴により商品区分を設定する。ただし、細かく設定すればするほど、群団性が損なわれ期間損益が安定しなくなるため、商品区分の設定はその重要性を検討した上で行うことが重要である。また、商品区分を細かく設定することで、事業費等の適切な配賦が難しくなることや、事務負荷が大きくなることも考えられるため、適切な配賦の実現可能性も考慮した上で商品区分を設定することが必要である。

また、次の機能を受け持つものとして、全社区分を設定する。

- ・死亡保障リスク等のリスクバッファー機能
- ・新商品開発に係る事業運営資金提供機能
- ・会社全体で共有する資産・共通する経費等の管理機能
- ・現預金等の管理機能

資産区分は、商品区分に対応した適切な区分を設定する。特に、資産区分の設定は、ALM 的な資産管理の観点から、流動性や負債のデュレーション等キャッシュフローの特性で区分を設定することが重要である。ただし、資産区分は細かく設定するほど、資産規模が小さくなり運用効率が悪くなることや、事務負荷が大きくなることも考えられるため、会社全体の収支に与える影響を検討した上で定めることが重要である。なお、資産区分の資産が減少し、資産区分の存在意義がなくなった場合は、当該資産区分は廃止し、他の資産区分に統合する。この場合、いずれの契約にも帰属しない残余財産は全社区分に統合する。

## 会社全体の経理項目の各区分への配賦方法

運用資産は、原則として、資産の購入時に配賦する資産区分を決め、資産区分ごとに、資産分別管理方式、資産単位別持分管理方式、資産持分管理方式の中から適切な方式を選択し管理する。運用資産関係損益は、資産が帰属する資産区分に配賦し、更に対応する商品区分・全社区分に直課又は持分に応じて配賦する。なお、一つの資産区分で複数の商品区分を管理している場合は、区分経理に関する管理方針に基づいて配賦する。

負債・純資産のうち、保険契約準備金(危険準備金を除く。)、再保険借等は各商品区分に直課する。また、保険関係損益である保険料等収入、保険金等支払金、責任準備金繰入額等は各商品区分に直課する。

全社区分には、営業用不動産、子会社・関連会社株式、現預金(現預金等の管理機能を持つ場合)、その他全社区分に配賦することが相応しい資産の全部又は一部を配賦するものとする。また全社区分には、純資産の部(繰越利益剰余金・未処分剰余金、評価・換算差額等を除く。)、価格変動準備金、危険準備金、その他商品区分に配賦されない負債を配賦する。

その他、各資産区分および各商品区分に直課できるものは直課し、直課できないものは、区分経理に関する管理方針に基づいて配賦する。

## 各区分間の取引

資産区分間の取引は、資金移動(流入・流出)管理、流動性確保、ポートフォリオの改善等、必要な取引とし、市場価格等の適正な価格をもって適切に管理する。

商品区分と全社区分との取引としては、以下のものが挙げられる。

- ・現預金等の貸借
- ・異常な保険金の支払い、新商品の販売に伴う事業運営資金、その他やむを得ない事情がある場合の全社区分から商品区分への貸付または出資
- ・全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合の商品区分から全社区分への貸付または出資
- ・全社区分において、資本又は危険準備金等を積み増す際に、各商品区分からその負担する積み増し額を受け入れる取引
- ・資本又は危険準備金等を取崩し、その取崩し事由の発生した商品区分に、その対応する金額を支払う取引
- ・転換等により、責任準備金等を転換等を行った後の商品区分に支払う取引
- ・新契約費を全社区分から支払う場合に、商品区分から全社区分に新契約費相当分を支払う取引
- ・全社区分における共有資産等に対する対価として、各商品区分が使用料等を支払う取引
- ・商品区分における特定のリスク発生による損失実現時に、全社区分から当該商品区分に当該損失実現額を支払う取引（あらかじめ保険数理的に定められた対価を支払ったものに限る。）
- ・商品区分において、将来回復が見込めない重大な損害が発生し、全社区分からその損害のてん補を受ける取引（全社区分が他の商品区分から当該損害のてん補のためにてん補を受ける場合を含む。）。ただし、この取引によりてん補を受けた場合は、受け入れた商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じる。
- ・全社区分において、将来回復が見込めない重大な損害が発生し、商品区分からその損害のてん補を受ける取引

## 保険種類相互間の内部補助の遮断

以上の各区分への配賦方法および各区分間の取引からわかるように、区分経理では、保険引受に伴う収支は基本的には各商品区分に直課し、保険種類相互間の内部補助を遮断した上で各商品区分の収支の健全性を確認することとなる。保険引受にあたっては多数の法則や群団性を前提としたセルフサポートが基本であり、「商品の特性や保有状況に照らして、損益を把握する単位」ごとに収支を確認する必要がある。

収支の悪化が認められた場合の経営判断の例としては、以下のものがあげられる。

- ・一部または全部の保険種類の配当率の引き下げ
- ・実現可能と判断できる事業費の抑制
- ・資産運用方針（ポートフォリオ）の見直し
- ・一部または全部の保険種類の新契約募集の抑制
- ・今後締結する保険契約の営業保険料の引き上げ

また、保険種類相互間の内部補助の遮断は、利益還元の公平性・透明性にも寄与することとなる。区分経理を活用し、区分毎の損益を明確にし、利益還元の根拠とすることで公平性・透明性を確保することができる。特に有配当区分では、契約者への配当の公平性・透明性の確保のため、適切な区分経理の実施が重要となる。

## 保険制度としての相互扶助の観点

保険制度とは、複数の保険加入者から払い込まれた保険料によって形成された財産から、一部の保険加入者の保険事故発生に伴って保険給付を行う制度であり、本来の趣旨から相互扶助の考え方を有している。特に相互会社においては、社員が相互に保険を行うことを目的とする相互性を有しており、相互扶助の思想が強い。保険引受にあたっては、適切な区分ごとのセルフサポートが基本となるが、保険商品ごとで考えるのか、区分経理の商品区分ごとで考えるのか、会社全体で考えるのか、それぞれの考え方によって相互扶助の観点の適用範囲が異なっていることに注意を要する。

例えば、医療保険に加入する個人と、団体年金保険に加入する法人の間では、相互扶助の関係は適用しづらいものと考えられる。しかしながら、3号収支分析に象徴されるように、最終的には会社全体で事業を継続する限り、異なる商品区分の間でも広義の相互扶助が適用されていると考えることも可能である。

また例えば、逆ざやを抱えた個人保険の契約のみを区分して管理する場合、その区分だけではセルフサポートが果たされないため、当該契約の保険金額・責任準備金額を削減する、あるいは保険料を引き上げるという議論と

なってしまう可能性がある。しかしながら、実際にはこれらの契約も他の個人保険契約と同等のものと考え、収支を安定させるための相互扶助の考え方をもって、特に切り出して管理するには適していないと考えることもできよう。

保険数理上の前提から、保険料の設定および責任準備金の評価においては被保険者集団の群団性が必要となる。保険技術的な群団性の概念は、保険関係収支を安定させ、保険金支払債務を確実に履行するための要請から生じるものであるが、保険制度の相互扶助の観点とは異なる。例えば、商品区分を小さく設定し、セルフサポートを果たそうとすると、保険数理的には保守的な保険料設定と十分な責任準備金積立が必要となるが、相互扶助の観点を導入して、より広い商品範囲で健全性を確保できれば十分と考えれば、保険料は相対的に低め、責任準備金も過度に必要なくなり、むしろ契約者の期待に添うことができる可能性もあろう。なお、保険料や配当の設定にあたっては、保険技術的な公平性も考慮する必要があり、そのために考える被保険者群団の単位は相互扶助の単位よりは小さくなるであろう。

つまり一般的には商品区分の設定は、内部補助の遮断を重視して、商品特性やリスク特性、契約形態などについてある程度同質性が認められる保険契約の間で適用される。その上に、相互扶助や社会的な公平性や会社全体の健全性の概念を加えることで、商品区分はさらに広い単位で設定されると考えられる。

一方で、収支や健全性を確認する単位を大きくすればするほど、前述の区分經理の意義のうち、特に内部補助の遮断が達成されなくなることも事実である。したがって、相互扶助の観点と内部補助の遮断の観点は、どのようなときに、どの程度、どちらを優先していくかが論点となる。相互扶助を優先しすぎると、収支の透明性が損なわれる点にも留意する必要がある。

## 多様化への対応と今後の区分經理

消費者ニーズ、保険種類、販売チャネルの多様化や、銀行窓販の解禁、価格弾力化、経済環境の改善などを受けて、保険会社を取り巻く環境は以下のような様々な側面で多様化が進んでいる。多様化の流れの中で保険会社全体として保険金支払能力を確保していくための手段として、区分經理による商品区分ごとの収支の確認が重要である。(単年度の収支の確認および将来収支分析を含む。)それぞれの観点での区分經理の活用例を以下に挙げる。

### 商品特性の多様化

区分經理の意義の一つとして、商品設計や価格設定面での創意工夫が挙げられる。区分經理を行うことで、例えば利率変動型年金や外貨建て商品など、資産運用結果を契約者価格に反映させた商品を開発することが可能となる。また、低解約返戻金商品、料率細分型商品などの新たなリスクを伴う商品の開発も、区分經理による収支の事後検証を前提に可能となろう。また逆に、商品の多様化の中で、会社全体だけで収益を管理していくのではなく、それぞれの商品の特性に合わせた直接的な収益管理、区分經理を行うことがますます重要となっている。ただし、損失が発生してしまった商品区分について、公平性を著しく損なわない範囲で、他の商品区分や全社区分による損失の補完などの相互扶助の考え方は必要となろう。会社の戦略とのバランスも考慮して、その結果を把握し、次の経営戦略に活かしていく必要がある。

### リスク特性の多様化

医療保険・非喫煙者保険・無選択型保険のように他の商品と保険リスクの異なる商品、低解約返戻金型保険のように新たなリスクを持った商品が存在する。また、販売チャネルが多様化する中、チャネルによって保険事故発生率に差異が生じる可能性もあり、それぞれのリスクを適切に管理していく重要性が今後は増していくであろう。それらのリスクが会社収支に与える影響を的確に把握していく手段として、区分經理を利用して、保険種類相互間の内部補助を遮断し、明示的に損益を区分して管理することがリスク管理上有効でありうる。ただし、そのリスクの会社収支に与える影響の度合いや商品特性によっては、相互扶助の観点から、商品区分を小さくしすぎないことも場合によっては必要であろう。

また、現行の区分經理では、危険準備金、価格変動準備金などのリスクバッファー機能は全社区分に集約されており、「やむを得ない事情」として各商品区分で損失が発生した場合には、全社区分から商品区分へ資金の移動が行われる仕組みとなっている。リスクバッファー機能は全社区分に集約するものの、リスク管理上、商品区分



ごとの持分を把握しておき、各商品区分で配当と内部留保のバランスなどを毎決算期に検討することが望ましい。ただし、異なる保険種類間であっても、最終的には相互にリスクバッファー機能を有するべきであり、必ずしも各商品区分の持分に縛られる必要はない。相互扶助の観点および会社全体の健全性の観点から、全区分を介した柔軟な資金移動（出資・貸付）も場合によっては必要であろう。

なお、多様なリスクを管理していくにあたっては、必ずしも区分経理が必要というわけではなく、例えば、給付事由ごとの発生率のモニタリングや、販売計画と販売実績の乖離を把握することだけでも、一定程度のリスク管理ができる可能性もあろう。

#### コスト体系の多様化

販売チャンネルが多様化する中、チャンネルによって必要な販売コストや維持管理コストが異なり、事業費に大きな差異が生じることが考えられる。また、保険種類が多様化する中、生存保障性の高い商品、投資志向性の高い商品などの差異によって事業費にも大きな差異を生じることが考えられる。これらの場合には費差損益の十分性の確認などを目的に、事業費体系に応じた商品区分を設定することも検討する必要がある。ただし、新商品だけからなる商品区分について、開発コストによって費差損益がマイナスとなっている場合など、会社全体の経営戦略や、同じインフラを使っている類似商品との相互扶助などの考え方も場合によっては必要となろう。

#### 付加保険料体系の多様化

昨今では、事業費を賄うための予定事業費の設定については、収支の十分性や公平性を前提に算出方法書の認可事項ではなくなり、各保険会社の責任・判断で設定することとなっている。これにより、各社において付加保険料体系の多様化が進む可能性があり、また、各社間の価格競争が促進される可能性がある。これらの場合には、上記のコスト体系の多様化と同様に、付加保険料体系に応じた商品区分を設定し、収支を観察していくことを検討する必要がある。配当方式として利源別方式を採用している場合には、営業保険料の事後調整のために配当が用いられることもあるため、付加保険料体系に応じた収支を管理しておく意義は大きい。

#### 資産運用体系の多様化

商品の多様化により、MVA 型商品・利率変動型商品・外貨建商品などのように資産運用結果を契約者価額に反映させた商品や、低解約返戻金商品のようにデフレーションや流動性が他と異なる商品などが登場している。これらの商品の資産運用リスクを管理し、他の金融商品と競合していくような商品を作るためには、負債のキャッシュフローの特性に合わせた資産区分を設定し、効率的な資産運用をすること、ALM のような資産管理を行うことが不可欠である。資産運用収支においては資産区分の間の相互扶助の考え方を適用することは難しいが、会社全体の健全性という最優先事項のためには、場合によっては複数の区分の収支を合計して捉えることもあろう。

#### 配当体系の多様化

相互会社においても無配当保険が併売されるなど、区分経理を実施し、区分間の内部補助を遮断し、利益還元の公平性・透明性を確保することが重要である。相互会社においては、法令においても非社員契約を区分して経理すものとされており、特に有配当保険と無配当保険の間の内部補助の遮断に注意が必要となる。公平性・透明性を重視すると、配当の水準についても相互扶助の考え方は適用しがたいが、全区分分への内部留保の積増などの中で、間接的に相互扶助の考え方は必要となっている。なお、無配当保険のみを扱う株式会社においても、株主への経営状態の説明やより一層の事業運営の効率化を図るために、区分経理等を活用した収益管理の重要性が高まってきている。